

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び
文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の内容

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の一部改正に伴い、規定を整備する。（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条）
- (2) 地方公務員法第 58 条の 2 の一部改正に伴い、規定を整備する。（文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条）

2 新旧対照表

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年 6 月文京区条例第 24 号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第 二百六十一号）<u>第二十二</u>条に規定する条件付採用になつている職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）</p> <p>四及び五（略）</p> <p>第三条から第八条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第 二百六十一号）<u>第二十二</u>条<u>第一項</u>に規定する条件付採用になつている職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）</p> <p>四及び五（略）</p> <p>第三条から第八条まで（略）</p>

(2) 文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月文京区条例第6号）

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一から十一まで（略）</p> <p>第四条から第七条まで（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一から十一まで（略）</p> <p>第四条から第七条まで（略）</p>